

豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価書に対する環境大臣意見

本事業は、豊川水系河川整備計画の一環として豊川水系豊川に多目的ダムを建設し、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び新規水資源開発を行おうとするものであるが、事業実施区域及びその周辺の自然環境の重要性に鑑み、事業の実施に伴う影響をできる限り回避・低減するため、以下の措置を講じる必要がある。

1. ネコギギについて

本事業は、豊川上流に生息するネコギギの重要な生息域のうち、事業実施区域における生息域を消失させることから、その生息域の改変に当たっては、下記の点を含む必要な対策を講じること。

本評価書においては、環境保全措置として改変区域内に生息する個体を改変区域外の生息適地へ移植することを掲げているが、現段階ではネコギギの移植に関する知見及び移植の事例は少なく、措置の効果に係る知見が十分に得られているとは言えないことから、移植については、十分慎重に実施するとともに、事後調査を行い、移植した個体群が安定して生息していることを専門家の意見を聞く等により確認すること。

2. クマタカについて

本事業は、事業実施区域及びその周辺に生息するクマタカの生息環境の一部を改変するとともに、営巣が確認されている場所に極めて近い区域で実施されるものことから、その繁殖に影響を及ぼすおそれがある。

このため、工事の実施に当たっては、事後調査を実施し、専門家の指導・助言を得ながら、必要に応じ工事を一時中断するなどの環境保全措置を確実に実施すること。

3. 東海自然歩道、愛知高原国定公園及び天竜奥三河国定公園への影響について

愛知高原国定公園及び天竜奥三河国定公園は、東海自然歩道（以下、「自然歩道」という。）及びその周辺の風致の維持等を図り、もって連続性を持った一連の自然環境を保全するための区域として指定されたものであることから、ダムの建設及び湛水によって、その保全目的の中核である自然歩道と公園区域の連続性が失われることになれば、本公園の風致に著しい影響を及ぼすことになる。

本評価書においては、環境保全措置として新たな自然歩道のルートを設定しているが、その際には、自然歩道の機能の代償のみならず、国定公園としての風致の連続性が確実に維持されることとなるよう、関係機関と十分な調整を行うこと。